

知財・ノウハウ・データの 新・取引ルール

令和8年6月版「知財取引指針」の
完全解剖と実務アクション



全業種を対象とした「優越的地位の濫用」に関する新たな判断基準と、発注者・受注者双方の必須ロードマップ



WHEN & WHO

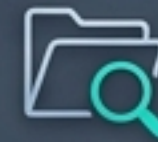


令和8年（2026年）6月24日公表



公正取引委員会・中小企業庁・特許庁

「全業種横断」



WHAT



70の問題事例

約50の実践例



CORE PROBLEM

価値の吸い上げ



公正な取引



独占禁止法上の「優越的地位の濫用」として、
知財・データの不当な「吸い上げ」を厳しく判定。



ULTIMATE GOAL

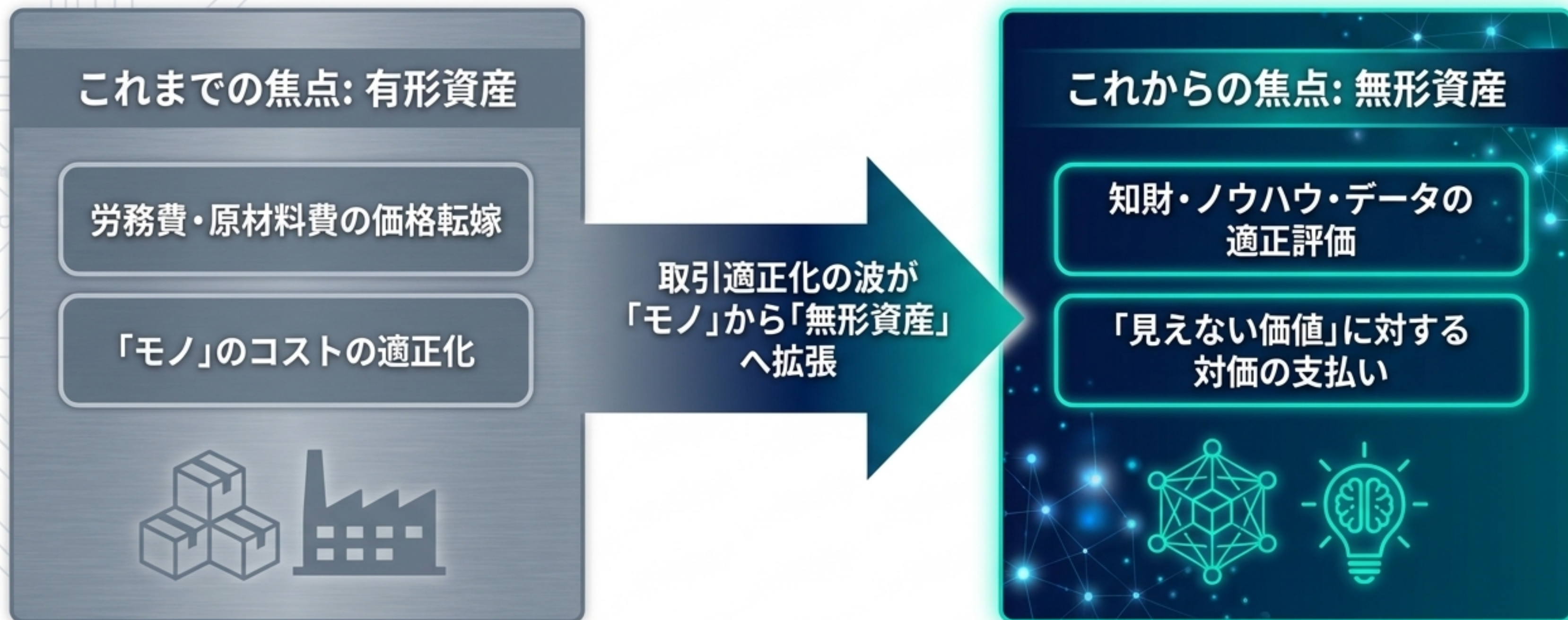


イノベーションの促進と、
中小企業の「賃上げ原資」の確保。



「稼ぐ力の源泉」である無形資産が、**法務体制の脆弱な**
中小企業から**無償・低廉で流出**している実態が浮き彫りに。

IP & DATA FAIR TRADE GUIDELINES – 2026 EXECUTIVE SUMMARY



「知的財産推進計画2026」「新しい資本主義実行計画」と連動し、事業者間格差の固定化を防ぐ国家戦略の一部。

IP & DATA FAIR TRADE GUIDELINES – 2026 EXECUTIVE SUMMARY

指針の3本柱と5層の分析アプローチ

情報の管理

秘密情報・NDA・
ノウハウの取扱いに
関するルール。

価値の適切な評価

対価設定、成果物の
対価（工賃）と知財対価
の明確な区分。

その他の行為類型

共同研究開発、出願
干渉、知財訴訟等の
リスク転嫁。

①基本的な考え方

②基本的な対応方針

③独占禁止法等の考え方・問題事例

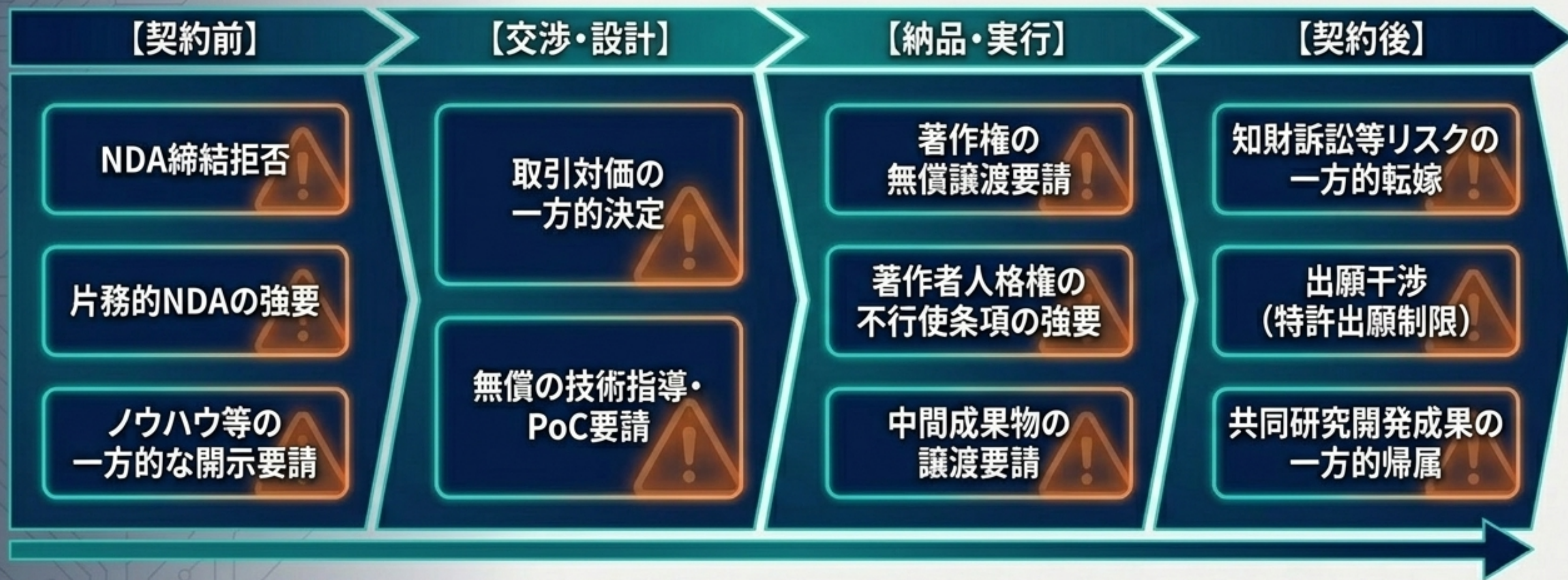
④競争政策上の望ましい対応

⑤実践例

「知的財産推進計画2026」「新しい資本主義実行計画」と連動し、事業者間格差の固定化を防ぐ国家戦略の一部。

IP & DATA FAIR TRADE GUIDELINES – 2026 EXECUTIVE SUMMARY

主な問題行為類型(70のレッドフラッグ)



取引のあらゆるフェーズに「優越的地位の濫用」のリスクが潜む。

IP & DATA FAIR TRADE GUIDELINES – 2026 EXECUTIVE SUMMARY

⚠ NG: 片務的NDA



自社は秘密を厳守するが、
相手の開示技術は無償利用できる

✓ OK: 双務的・適正なNDA



双方に公平な守秘義務を課し、
目的外利用を禁止。技術の価値を適正に評価

ノウハウの一方的開示要請と「片務的NDA」は独禁法違反のおそれ。
目的外利用の禁止を明記し、情報を開示する側・受領する側の双方に公平な守秘義務を課すこと。

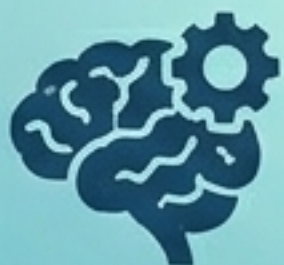
IP & DATA FAIR TRADE GUIDELINES – 2026 EXECUTIVE SUMMARY

Split Invoice



工賃

(成果物に対する対価)
労務費、材料費、製造コスト



知財対価

(知的財産権等に対する対価)
ライセンスフィー、譲渡対価



対価設定方法の選択肢拡充



一時金 (Lump-sum) だけでなく、
レベニューシェア (売上連動報酬)
などを推奨。

「作って終わり」の**工賃**と、「使い続ける」ための**知財対価**を明確に分離・区分せよ。

IP & DATA FAIR TRADE GUIDELINES – 2026 EXECUTIVE SUMMARY



IP & DATA FAIR TRADE GUIDELINES – 2026 EXECUTIVE SUMMARY

1. 秘密保持契約書 (NDA)

既存技術と共同成果の混同を防ぐため、「**固有知的財産権等**」を明確に定義。

「固有知的財産権等」(契約前から保有/相手方の秘密情報せず独自に創出したもの)を定義し、既存技術と共同開発成果の混同を防止。



2. 共同開発契約書

秘密情報に依拠した発明等は原則**共有**。単独所有の場合は「**不実施補償**」を明記。

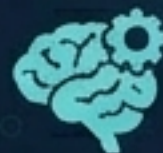
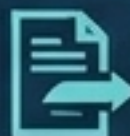
第8条：相手方の秘密情報に依拠した発明等は別段の合意がない限り共有とし、持分は貢献比率で第4項で不実施補償の対価を事項として明記。



3. 開発委託契約書

知財の移転時期は「**報酬支払時**」とし、対価未払いを防止。

第5条：成果の知財は委託者が報酬等の支払義務を履行した時点で受託者から委託者へ移転(対価未払い防止)。保証違反の賠償額は報酬額を上限とし、委託者指示起因の侵害は受託者免責。



4. 製造委託契約書

第三者知財紛争の負担は「**自らの責任の範囲において**」負うとし、一方的転嫁を排除。

第三者との知財紛争発生時...
自らの責任範囲で負担を分担する



独占禁止法

「優越的地位の濫用」として全業種に綱をかける

取適法(新・下請法) & フリーランス新法

ハードロー / 適用対象取引において指
針違反を厳しく取り締まる構造

知財取引指針

ソフトロー /
理想的な取引のあり方と
約70の問題事例

本指針自体はソフトローだが、
実態として「**取適法**」「**独禁法**」
の**執行基準**(ハードローのト
リガー)として機能する。

2026年1月1日施行：関連法規の厳格化

	従来（旧法）	今後（新法）
名称・枠組み	下請代金支払遅延等防止法 （下請法）	中小受託取引適正化法（取適法）
適用対象	資本金基準のみ	「従業員数基準」の追加により、保護対象が大幅に拡大。
禁止行為の強化	買いたたき等の事後規制	「協議に応じない一方的代金決定の禁止」 「手形払い等の禁止」
執行力	公取委・中企庁による勧告	事業所管大臣への「指導・助言権限」付与。 振興基準違反に対する抑止力強化。

発注者側（大企業）の実務対応ロードマップ



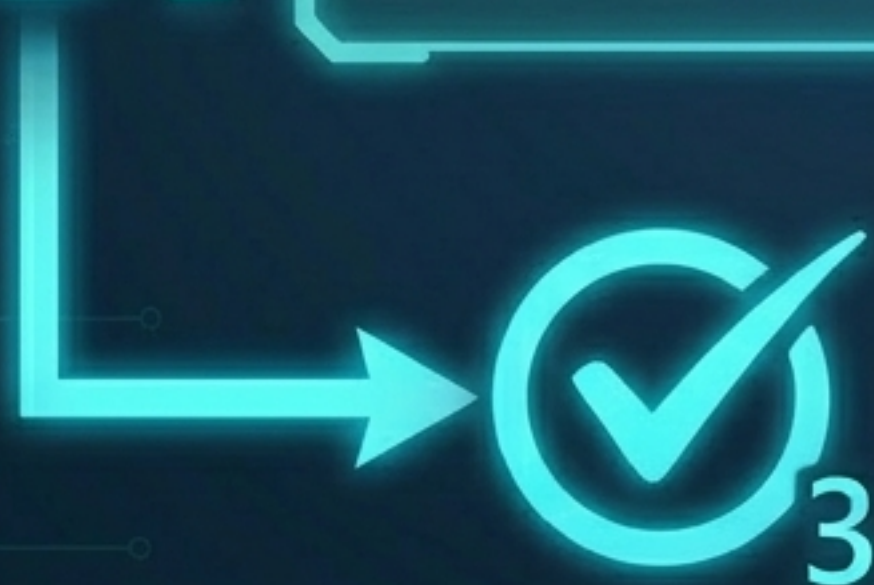
🎯 Step 1: 既存契約の緊急棚卸し

約70の問題事例に照らし、既存の基本契約、NDA、各種委託契約を監査。
著作権無償譲渡、著作者人格権不行使、片務的NDAを特定する。



🎯 Step 2: 発注書（PO）のアップデート

取適法適用取引において、知財の譲渡・許諾範囲を発注書の
「必須記載事項」として運用プロセスに組み込む。



🎯 Step 3: 「暗黙の商慣習」からの脱却

価格・対価の一方的決定を廃止し、合意形成のプロセス
を書面（協議記録）で残す運用へ完全移行する。



受注者側（中小企業）の実務対応ロードマップ



守りのアクション (Defense)

社内担当者や外部専門家による
「知財チェック体制」の即時整備。

第三者との知財紛争回避のため、発注者
からの「仕様決定の経緯」「具体的指示」
を必ず書面で記録に残す。



攻めのアクション (Growth)

本指針や契約書ひな形を交渉テーブル
での「盾」として活用する。

工賃と知財対価を分けた見積書の作成や、
レベニユーシェア型契約を積極的に提案
する。

終了



執行リスク：
公取委による定期的なモニタリング調査と結果公表（ネーム&シェイム）が予定。

知財の適正取引は、
単なる法務マターを超え、
企業のコンプライアンス及び
ESG(ガバナンス・人権)の
核心的課題となった。

「自社の契約書ひな形を、
2026年基準へ今すぐ書き直すこと。」